

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年10月25日（平成28年（行情）諮問第646号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（行情）答申第627号）

事件名：特定文書に記載の元登記官が認めているとする発言内容について特定地方法務局長が承認した事実が記録された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定財務事務所作成の「管財事務処理カード」の平成12年4月14日付けの記載内容中、特定地方法務局元登記官が認めているとする発言内容について、特定地方法務局長が承認した事実が記録された文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月8日付け総第560号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

当該不開示決定処分は、平成23年10月28日付け法務省民二第2581号裁決法務大臣平岡秀男「裁決：主文、特定地方法務局長が平成22年10月15日付け総第1415号を以てした不開示決定はこれを取り消す。」趣旨に反する処分である。

平成23年10月28日付け「総第1415号を以てした不開示決定」と平成28年8月10日通知した双方処分は、審査請求人が申し出た申出書に関するいずれも調査結果についてであり、特定地方法務局に保有する行政文書には変わりはない。

個人情報としての取扱いか、行政文書としての取扱いかの違いで、不開示とした条数が異なるが土地家屋調査士としての「個人の権利」、
「競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある不開示情報云々」は同趣旨である。

唯、前回と異なる部分は、既に「不開示情報（法5条2号）」が適用外である事。

ア 申立ての趣旨

特定地方法務局長が行った不開示決定処分を取り消し、特定の土地家屋調査士の廃業に至った過程を明らかにして調査士時代の責任を証明すると同時に、違法公図訂正により生じた損害を補償させる根拠となる行為を被害者に示すこと。

イ 申立ての理由

土地家屋調査士は最寄りの土地家屋調査士会に所属しなければ調査士としての活動が出来ない。

当該土地家屋調査士は、以前から国会議員特定 A（特定役職）との不透明な関係にあり、平成 13 年公図訂正に関しては、不可能な公図訂正（地番の移動によって無番地に地番を移動させる手段）を財務事務所と提携して特定県の申出を処理したものである。

(ア) 無番地に地番を付ける違法な地籍測量は、昭和 41 年代特定県土木事務所で無番地通過県道敷きに財務事務所に手続をせず（払下手続を飛ばし）工事していたものを不動産登記法違反行為により上記の不可能な公図訂正を処理したものである。

(イ) 法務局登記官は「国」であり、登記官の判断は誰からも支配されることがあってはならない。しかし元登記官の特定 B は「特定県からの公図訂正申出書は虚偽申請書であって、局長に却下又は中止を報告した。」、「しかし、局長は、職務命令で処理を指示したので、局長の違法行為である。」と責任を転嫁した。

(ウ) 公図訂正では処理できない「公図に誤りの無い場合」に対し国会議員特定 A 秘書が度重なる陳情攻勢を掛け公図訂正に同意できない財務事務所の方針を「同意できない場合は公図訂正することに異議がない旨文書交付することで処理する」という法務局の方針を財務事務所は実行し、特定県知事に交付した近畿財務局特定財務事務所長は、「異議無し文」を特定県知事に交付し、特定県は「異議無し文」を添付して法務局に公図訂正申出をしたが、この行為の裏付けとして、

○和財管第特定 A 号調書， 4. 今回の処理方針を定める理由中：
平成 10 年 10 月 21 日付け事前相談

平成 11 年 2 月 9 日には、衆議院議員 A の秘書から陳情（中味は圧力《管財事務処理カード 12 年 1 月 13 日「筆界確認」→12 年 4 月 14 日》公図訂正要に急変）を受けている

○和財管特定 B 号調書， 4. 検討内容本文公図訂正同意申請は、そもそも特定番号所有者が県道から所有地までの取り付け道路（注この道路位置は特定地名 A と特定地名 B 又は特定地名 C との境界線であり、勝手に境界を変えることは出来ない）整備すべく調査を開

始した事が発端。

この時点で国会議員の不当介入があった。

不当介入は法務局にもあり、登記官が直接不当介入を容認し、何らかの見かえりを受けたか。

国会議員は、単なる登記官にこそせず、堂々と局長に指示している可能性を示唆した記載がある。

○担当登記官の特定Bは、録音の立上げで、この申出書は、虚偽であり、公図訂正は出来ない旨法務局長に基準第44、付録第14号様式による「虚偽申請についての報告書」を提出した。しかし、局長は職務命令で実行させ、実地調査もせず、付録13号様式による実地調査済印判を第1葉に押している。

○又、調書特定B号：処理方針時公図訂正案以降新たに表示された特定番号先里道の是非についての記載中現況里道状のものがあったことは、地権者等の指示に従って表示したものの。

後ほど里道が出来るとは明治6年地租改正時に転写されたことから理論上あり得ない。→公図訂正には同意できない。→同意できないが関係当局として公図訂正には異議がない旨の回答する。

○しかも「行政の立場を問われる」「法務局は、同意できない場合は異議が無い回答をくれ」と言っているから財務事務所は、払下経手を経ず、民間に払下げと同じ効果を与えた。（違法行為）

このように、違法な公図訂正を後押しする法務局に協力する形で為した無番地違法横流し（根拠もなく払下げと同じ効果をさせた罪）として支援していた事実が発覚した。（財務事務所管財処理カード外参照）

(エ) 平成23年10月28日付裁決主文の「取り消す理由」中、「審査請求人は、数億円の財産上の損害を被っているから、本件対象保有個人情報、法14条3号イに該当するかどうかは情実や差別により判断されるべきではなく、個人情報は同号ただし書の人の財産を保護するため開示することは必要であると認められる情報に該当し開示すべき情報である。」という審査請求人の請求理由を法務省民事局民事第二課は認め、事実が開示されたとしても、この事自体が事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある（法14条3項3号イ）ということ出来ない。

(2) 意見書

この問題についての資料（添付省略）は別添同封「総務省行政評価局長宛」送付したほか、参考文書（特定県警察本部長宛）報告して相談をしているが、程よい結果の説明を得ることが出来なかった。

最も当該審査会からの意見書提出案内により特定地方法務局長に対す

る告訴状も検討しているが、当該審査会からの「法務局長理由説明書について」で明らかのように、法務局長が認めていない財務事務所での「登記官特定B」の記載は、虚偽記載若しくは偽造公文書作成罪、その他公文書によらない公図訂正認可発言なのか。

特定地方法務局の口頭説明で「文書の写しは不存在」口頭説明は殆ど虚偽であり、特定地方法務局の文書による回答（H21.1.26回答書）でも、以下の通り全部虚偽である事実から国会議員の顔を立てることは違法行為を認めて処理した。

平成21年5月頃、この件で法務省担当課の相談係担当者に紹介して貰った特定法務局総務部特定C氏から、口頭ではあるが、特定法務局では、「特定地方法務局公園訂正中白地（無番地の固有地）処理は払下手続きが先ずされなければ、既存在地番を別の場所に移動させることで絶対あり得ない。」

「登記部門には言えないが、総務部門に連絡して善処します」と不動産登記法を見せながら説明してくれた。それを信じて、今も特定地方法務局総務課に、「何時特定法務局で聞いた処理をしてくれるのか」と7年に亘り今も継続している。

当該文書もその継続の一環である。

平成28年11月14日午後4時頃、特定地方法務局長と話をするため電話をかけた。

係担当は、局長に電話を繋ぐ雰囲気「ちょっと待って下さい」暫くして「女性が出た」「もしもし」「局長ですか」「総務課の特定Dです」今まで嘘ばかり並べていた特定Dであった。

特定Dは、文書での虚偽説明は証拠が残る事を知っている為か、言葉だけでしか嘘は言わない。

嘘の証拠として今日電話で、今までの「調査中」について調査は終わって「公図訂正やその他関連違法行為も適正に処理されている」と認めた。

審査請求人は、特定地方法務局長に

平成13年3月23日付け特定地名D周辺公図訂正について、平成28年3月31日現在

- ① 適正判断は、局長からの（指示）説明であったか、
- ② 担当登記官（特定B）の職権であったか。
- ③ 総務課長の役割は？
- ④ 総務課特定E（又は特定D）の役割は、
- ⑤ その他の方外部の圧力が有ったか。当然ながら当時の特定Bは適正に処理したとは言えない立場である。（録音による違法行為があった）がある。

「総務省行政評価局長宛」文書

「法務省民事局長」宛て文書は既に提出済みであり、上記②担当登記官（特定B）の証言、平成13年3月23日付け特定地名D周辺公図訂正については、『違法行為である文書が申請書に添付されていたため、公図訂正は中止又は却下すべきである』旨局長に、登記事務取扱基準「第44」虚偽申請についての報告をした。しかし、特定地方法務局長は「その事実は無い」と情報公開法の開示請求で回答している。

この回答について、上記②担当登記官（特定B）を相手取って、公図訂正の不正処理及び虚偽申請に対する実地調査擬装（実地調査せず実地調査済み証印判等違法行為）について「司法書士の虚偽説明及び国民からの地役権設定登記依頼拒否で懲戒処分」を申し立てた。これについても何一つ説明がないし、国民に対して閉ざしてしまった。

政治家の圧力で、特定地方法務局特定F、G及びH等は、文書による、照会依頼者（特定I《その直後他界》、審査請求人）宛ての回答書別紙（H21.1.26回答書）は虚偽記載文書である。

虚偽記載箇所

（質問1，回答公図訂正番号特定番号）

（質問3，回答実地調査済みの印判現場での調査実施している＝嘘）

（質問5，回答特定Bの当日の行動の記録がない＝嘘）

（質問7，8，調査担当者が作成したメモ＝嘘）

（質問9，特定番号不動産仮処分事件判決書写し＝嘘，本件申出事件の代理人が作成した承諾書を添付することができない理由の一部として添付された謄本でない，捏造又は偽造文書）

（当局の判断がこれに拘束されるものではありません＝嘘）

（無番地が存在しない＝嘘）

（公図の誤り＝嘘）

（水路がなく，里道である＝嘘）

の具体的な内容については過去の送付文書の通りであるが、首席登記官からの文書の写しを送付します。（添付省略）国会議員と言えども違法な犯罪的行為（国である登記官に対し，口出しは出来ない筈である）に対しては毅然たる姿勢が必要である。

（質問10，ご指摘の二本線は公図上里道として表示されています＝嘘）註（字特定地名D旧公園行政財産は殆ど水の流れる水路であり，棚田の土地は地目田であり排水路給水路がなければ畑である）。

（質問11，本申出事件については登記官《特定B》が訂正を相当と判断し公図訂正の処理をしています＝録音立ち上げ文書と矛盾する）

上記「＝嘘」と記載の（）書きは全て証拠があります。

尚，質問9「特定番号不動産仮処分事件判決書写し」は，不動産仮処

分事件の場合は、（原告）を申請者といい、判決とは言わず決定であり、本来決定の場合は判決理由など無い。昭和55年頃の裁判所（簡易）既に廃棄されていて番号と事件名があった。申請者は審査請求人の実父特定Jで特定住所が正しい住所、それを弁護士特定K氏の妹嫁ぎ先特定L氏の電話番号が記載されているなどデタラメであり、特定県の公図訂正には関係のない文書であり、不登法の場合公図訂正の申出者本人が主文に記載する判決のみ効力があるらしい。判決でもない判決理由に記載する内容を恰も決定の如く取り上げ、しかも偽裁判記録は相続人審査請求人の承諾書もなく（同意困難な地権者の同意書不要決定を登記官が行い）実行させている。

これだけ違法行為があり、公図訂正事前調査から政治家に頼み込んで出来ない公図訂正を出来るよう細工したにも拘わらず、「原処分の妥当性」で、「上記2」で審査請求人が主張する行政文書と本件行政文書とは異なり、本件該当文書は存在しない。

特定地方法務局に存在しない行政文書とは何か判らないが、特定地方法務局登記官が、財務事務所文書に記載される内容が、そのまま法務局で認められることは、あってはならないことであり、適正な処理とはとても言えない。

なお、本件開示請求の対象とされる行政文書たる「特定財務事務所作成の『管財事務処理カード』外事前調査申請書」には、違法文書、虚偽文書、捏造文書あらゆる不可能を可能にするための不正文書はじめ人権侵害に当たる許すことの出来ない違法な手段が含まれている事を申し添えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る開示請求の対象とされた行政文書及び原処分

本件開示請求の対象とされた行政文書は、「特定財務事務所作成の「管財事務処理カード」の平成12年4月14日付けの記載中、特定地方法務局元登記官が認めているとする発言内容について、特定地方法務局長が承認した事実が記録された文書（本件対象文書）」であるところ、特定地方法務局長は、対象となる行政文書が存在しないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね、次のとおりであると考えられる。

平成23年10月28日付け法務省民二第2581号で法務大臣がした裁決では、「審査請求人は、数億円の財産上の損害を被っているから、本件対象保有個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）14条3号ただし書の人の財産を保護するた

め開示することが必要であると認められる情報に該当し、開示すべき情報である。」との審査請求人の審査請求理由を認め、平成22年10月15日付け総第1415号で特定地方法務局長がした不開示決定を取り消した。

当該裁決の対象となった保有個人情報と本件不開示決定に係る行政文書は、特定地方法務局が保有する行政文書であることに変わりがないところ、当該裁決に係る開示請求と本件不開示決定に係る開示請求は、保有個人情報としての取扱いか、行政文書としての取扱いかの違いであり、不開示とした法条は異なるが、土地家屋調査士としての「個人の権利」、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある不開示情報云々」は同趣旨であり、本件不開示決定処分は、当該裁決の趣旨に反する処分である。

3 原処分の妥当性

審査請求人は、上記2の理由により、本件不開示決定は取り消されるべきであると主張しているが、上記2で主張している行政文書と本件対象文書は異なり、本件対象文書に該当する文書は存在しない。

4 結論

以上のことから、本件開示請求について、本件対象文書が存在しないとして不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成28年10月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月17日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同月29日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定財務事務所作成の「管財事務処理カード」の平成12年4月14日付けの記載内容中、特定地方法務局元登記官が認めているとする発言内容について、特定地方法務局長が承認した事実が記録された文書」である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示決定の取消しを求めている。これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 審査請求人が本件行政文書開示請求書により請求する行政文書の名称欄等には、「平成13年3月23日付特定地名D公図訂正申出の前、平成12年4月14日付財務省近畿財務局特定財務事務所管財事務処理力

ードに「特定B登記官では、当該公図訂正要」，「公図訂正同意困難な地権者の同意書は不要の方向で検討」と記載があり，特定B登記官が認めている。この発言が特定地方法務局長が認めている公文書の開示。」旨記載されていると認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，以下のとおりであった。

ア 審査請求人から提出された特定財務事務所作成の「管財事務処理カード」の平成12年4月14日付けの記録にある，元登記官の発言とは，平成13年3月23日付で特定県知事が申出人となり，特定地方法務局に提出された地図訂正申出書に係る事前協議における発言と推定される。

イ 上記ア記載の地図訂正申出書に関わる行政文書については，当該地図訂正申出に係る不動産を管轄する特定地方法務局内の登記所において保存しており，当該行政文書が編てつされたファイルを確認したが，審査請求人が開示を求めている文書に該当するものは存在しなかった。

(3) そして，審査請求人から，上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠は示されておらず，この説明が不自然，不合理であるとはいえない。

(4) また，念のため，当審査会事務局職員をして，本件対象文書の探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ，原処分を行うに当たり，特定地方法務局内の執務室及び書庫を探索したが，審査請求人が開示を求めている文書に該当するものは存在しなかったとのことであり，探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

(5) したがって，特定地方法務局において，本件対象文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明は，首肯できる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，特定地方法務局において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史